

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

安城市長 三星 元人

市町村名 (市町村コード)	安城市 (23212)
地域名 (地域内農業集落名)	柿崎町農用地利用改善組合 (柿崎)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月21日

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

- 現在柿崎町には、土地利用型農業を中心に經營をする担い手は2人いる。
- 担い手2人は、經營の安定と近隣集落の橋目町の土地利用型農業の担い手不足のため、出作をしている状況である。
- 柿崎町と隣接する岡崎市の担い手との耕作地の交換も検討することが必要である。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

米・麦・大豆の生産を中心とした土地利用型農業に引き続き取り組む。直播や飼料用米の生産を進める。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	34.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	34.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・担い手同士の話し合いにより、担い手への農地の集積及び集団化を図る。
- ・地区内の入り作の担い手と耕作地の交換を進める。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員及び現地相談員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

- ・圃場整備事業などにより大規模区画を推進するための検討をする。
- ・作業の効率化のため、畦畔除去や排水路の暗渠化を図るための検討をする。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地区内で法人化に向けた検討をする。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

――

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】